

広 報

たかはま

2012

5/15
MAY

No.1171

主な
内容

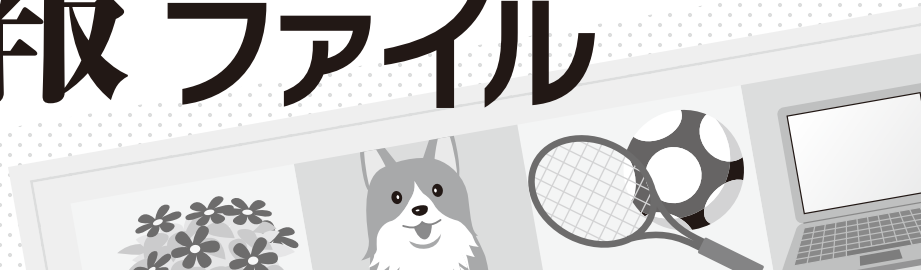
- 市税条例改正
 - 市税の減免をご存知ですか
 - 市民予算枠事業
- 平成23年度の実績をお知らせします



表紙 室内でも元気いっぱい体を動かそう

情報ファイル

information file



税

市税条例が改正

地方税法の一部改正に伴い、市税条例が改正されました。

主な内容については次のとおりです。

個人市民税

平成25年1月1日(火)から適用

▼退職所得課税の見直し

退職所得に係る個人市民税の10分の1に相当する金額の控除の特例を廃止する。

平成26年度から平成35年度まで

▼税率の特例

東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が緊急に実施する、防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度からの10年間に限り、個人市民税の均等割の標準税率3,000円を3,500円にする。

固定資産税・都市計画税

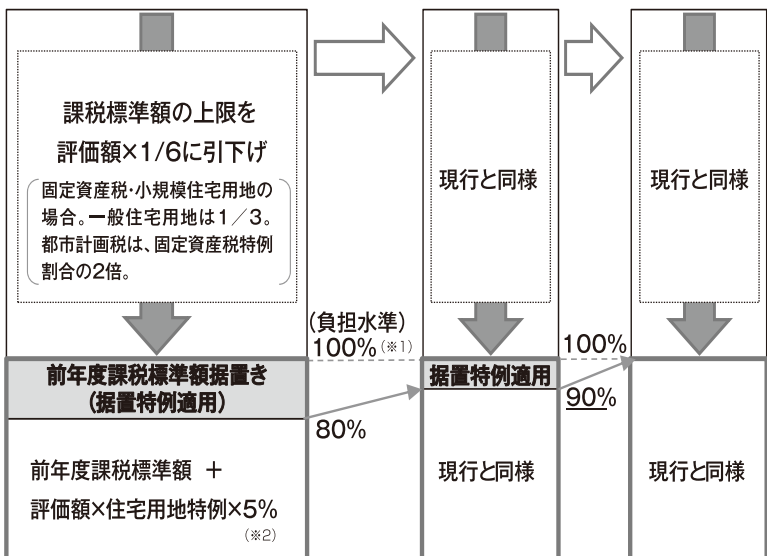
平成24年度分から平成26年度分まで

平成24年度の評価替えより、土地に係る負担調整措置（課税標準額を緩やかに是正するための措置）は継続となりましたが、住宅用地に係る据置特例に

については、特例の目的であった課税標準額の低い土地との不均衡はほぼ解消され、逆に据え置くことにより、本来の課税標準額による課税をしている土地との不公平が生じたため、廃止されます。ただし、納税者の負担感を考慮し、平成24年度および平成25年度については、段階的な措置を講ずることになりました。（左図参照）また、特定市街化区域内農地についても同様となります。

評価額

（現行の課税標準額）



※1 負担水準＝前年度課税標準額／(評価額×住宅用地特例)。

※2 負担水準20%未満の場合は、負担水準20%まで引き上げられることとなる。

市たばこ税

平成25年4月1日から適用

▼市たばこ税の税率の改定

旧3級品以外の製造たばこ
1,000本につき5,262円

(現行4,618円)

旧3級品の製造たばこ

1,000本につき2,495円

(現行2,190円)

問合せ先

困税務グループ

☎52-1111 (内線244・245)

広報たかはま
市公式ホームページに
広告を掲載しませんか

個人・事業者を問わずご利用
いただけます。詳しくは問い合
わせてください。

使用例

・事業者および商品の宣伝

・サークルなどの会員募集

・イベント・講座の告知 など

募集内容

◆広報たかはま

サイズ 1枠縦5cm×横8.5cm
(4枠まで連結可)

価格 1万5千円/1回

◆市公式ホームページ(バナー
広告)

サイズ 1枠縦60ピクセル×横
120ピクセル

価格 1万円/1ヶ月(年間割
引あり)

申込方法 申込書(市公式ホー
ムページおよび地域政策グル
ープで配布)に必要な事項を記
入し、広告原稿を添えて地域
政策グループへ提出

※提出後、広告内容の審査があ
ります。

申込・問合せ先

困地域政策グループ

☎52-1111 (内線366)

市税の減免をご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象は、次のとおりです。

詳しくは、税務グループへ問い合わせてください。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が500万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が500万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の所得が125万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が500万円以下であり、その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用（宅地面積が200平方メートル以下であり、かつ、住宅延床面積が200平方メートル以下のものをいう。）以外の固定資産を所有せず、国または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯もしくはは民法第87条に規定する扶養義務に基づく扶養等を受ける世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の同居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）

④耐震改修費補助金の交付を受けた方

⑤災害により被害を受けたら固定資産で一定の要件にあてはまる場合

軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を一にする方がもつぱらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方（年齢18歳未満の方）、または精神に障がいがある方で、その方と生計を一にする方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するために運転する場合

⑤その構造がもつぱら身体障がい者などの利用のための軽自動車

問合せ先

税務グループ

☎5211111（内線244、247）



国保

非自発的失業者の国保税軽減制度をご存じですか

倒産・解雇、雇止めなどの非自発的な理由で離職をされた方の国民健康保険（国保）税を軽減する制度があります。

対象 平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇など）または特定理由で離職者（雇止めなど）で失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に次のコードが記載されている方が、特定受給資格者・特定理由で離職者となります。（下表参照）

軽減内容 国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。

軽減期間 ①平成21年3月31日～平成22年3月30日の離職：平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）分

②平成22年3月31日以降の離職：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

（例）平成24年3月31日に離職した場合、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）分および平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）分の2年度分が対象となります。

注意

軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの）

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線261、262）

受給資格	離職理由コード			
特定受給資格者	11 31	12 32	21 22	22
特定理由で離職者	23	33	34	

6月 し尿収集作業日程表

月日	曜日	区 域	月日	曜日	区 域
6月1日	金	青木町六～九丁目	16日	土	
2日	土		17日	日	
3日	日		18日	月	田戸町三・四丁目
4日	月	青木町二～五丁目	19日	火	田戸町五～七丁目
5日	火	春日町一～七丁目	20日	水	本郷町
6日	水		21日	木	呉竹町二～六丁目
7日	木	湯山町、神明町、沢渡町	22日	金	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
8日	金		23日	土	
9日	土		24日	日	
10日	日		25日	月	屋敷町四～七丁目
11日	月	稗田町一～五丁目	26日	火	向山町一～六丁目
12日	火	稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目	27日	水	向山町六丁目、小池町
13日	水	二池町四～六丁目	28日	木	小池町、新田町、八幡町
14日	木	碧海町二～五丁目	29日	金	論地町、清水町
15日	金	芳川町、田戸町二・三丁目	30日	土	

6月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。
作業は、天候などの理由で2

6月のし尿収集

し尿

3日前後することがあります。
申込先（収集業者）
高浜衛生（株）
53-0516
問合せ先
岡市民生活グループ
52-1111（内線263）

相談

人権擁護委員の日 特設人権相談所の開設

人権擁護委員法が施行された6月1日は、「人権擁護委員の日」と定められています。
名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」の啓発活動として、人権に関する特設相談所を開設します。

とき 6月3日（日） 午前10時～午後4時
ところ 名鉄百貨店本館10階
友の会文化教室
※予約不要。
相談料 無料

問合せ先
名古屋法務局人権擁護部
52-0952・8111

司法書士会による 無料登記相談会

とき 6月2日（土） 午前9時～11時
ところ 市役所1階相談室
内容 土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法

求 人 情 報

—4月13日現在—

事業内容 求人番号	事業所 所在地	職種	年齢(歳)	賃金(円)	就業時間
生活関連産業用機械製造 23110-6022321	田戸町	電 機 設 計	59以下	180,000～ 250,000	8:30～17:30
一般土木建築工事 23110-6103621	湯山町	機 オペレーター	不問	230,000～ 299,000	8:00～17:00
食 堂 , レ ス ト ラ ン 23110-5833821	沢渡町	調 理 師 (中国料理)	18～64	155,000～ 305,000	10:00～21:00 12:00～00:00 15:00～00:00
建 築 材 料 卸 売 23110-4955121	田戸町	営 業 兼 建 築 現 場 管 理	59以下	203,000～ 313,000	8:00～17:00
障 害 者 福 祉 23110-4965821	沢渡町	看 護 師	不問	268,900～ 323,800	8:40～17:40

※広報発行時点で充足・取消となっている場合がありますので、ご注意ください。
問合せ先 刈谷公共職業安定所 ☎21-5001

司法書士松井事務所
52-3003



児童センター

ストラップ作り

とき 6月9日(土) 午前10時～11時30分

ところ 東海児童センター

対象・定員 小学生15人

内容 ひもとビーズを使ってストラップを作る

申込方法 5月26日(土)～6月2日(土)に、東海児童センターへ直接申込

※午前9時より申込受付開始。※定員になりしだい締切。

問合せ先 東海児童センター
☎525126

朝食を作ろう

とき 6月9日(土) 午前10時～11時30分

ところ 中央児童センター

対象・定員 小学生12人

材料費 100円

内容 米をといでおにぎり、みそ汁を作って食べる

申込方法 5月26日(土)～6月2日(土)に、材料費を添えて中央児童センターへ直接申込

※午前9時より申込受付開始。

※定員になりしだい締切。
問合せ先
中央児童センター
☎523014

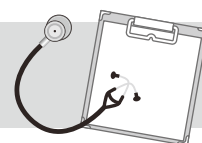
6月の乳幼児親子あそび

※随時参加できます。
※いずれの活動も午前10時30分

から始まります。
問合せ先
・東海児童センター
☎525126
・中央児童センター
☎523014
・吉浜児童センター
☎521019
・翼児童センター
☎542833

開催場所	日にち	内 容
東海児童センター	6月7日(木)	巧技台・マットで遊ぼう
	6月14日(木)	サーキットで遊ぼう
	6月21日(木)	しっぽ取りして遊ぼう
	6月28日(木)	トンネルをくぐって遊ぼう
中央児童センター	6月13日(水)	バスタオルを使って運動しよう
	6月27日(水)	ふれあい体操
翼児童センター	6月11日(月)	表現遊びをしよう
	6月25日(月)	フラフープで遊ぼう
中部公園	6月4日(月)	追いかけて
	6月20日(水)	宝探しウォーキング
	6月25日(月)	巨大シャボン玉で遊ぼう
後世山公園	6月6日(水)	しっぽ取りして遊ぼう
丸畑公園	6月18日(月)	探検ごっこ

6月の休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00～12:00、13:30～17:00

3日	増田耳鼻咽喉科	沢渡町	☎52-3030
10日	神谷整形外科	沢渡町	☎52-5221
17日	吉浜クリニック	呉竹町	☎52-5110
24日	猪塚皮膚科	沢渡町	☎52-5211

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00～12:00

3日	かとう歯科クリニック	屋敷町	☎54-4488
10日	グリーン歯科	屋敷町	☎53-1515
17日	おかべ歯科眼科クリニック	向山町	☎52-7775
24日	鈴木歯科医院	青木町	☎53-0761

なお、都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、

救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせください。

消 防

危険物取扱者試験・ 予備講習会

◆危険物取扱者試験

とき 7月8日(日)

ところ 名古屋市内

試験種類 甲種・乙種全類・丙種

申込先 (財)消防試験研究センター

―愛知県支部―

受付期間

・書面申請／5月28日(月)～6月6日(水)

・電子申請／5月25日(金) 午前9時～6月3日(日) 午後5時

※願書は、5月14日より各消防署所で配布。

◆乙種第4類予備講習会

とき 6月20日(水)

ところ 碧南市文化会館

受講料 4,000円

テキスト代 4,000円

定員 150人(先着順)

申込先

(社)愛知県危険物安全協会連合会

会

☎052-961-6623

ス ポ ー ツ

高浜市全国大会等 参加奨励金支給制度

スポーツ振興の推進とともに大会参加選手への奨励のため、市内に住所のある方が全国大会もしくは国際大会に参加選手として出場した場合、「高浜市全国大会等参加奨励金」を支給します。

対象 市内に住所がある個人

大会の範囲

①国際大会：オリンピック・世界選手権大会など教育委員会が認めた大会に参加する場合

②全国大会：国民体育大会・全日本選手権大会など教育委員会が認めた大会に参加する場合で、予選会または競技団体の推薦により参加する場合

奨励金の額

①国際大会

・国外：1人／運賃および宿泊費の2分の1以内の額

・国内：1人／2万円

②全国大会

・愛知、三重、岐阜、静岡

1人／3,000円

・上記以外の本州、四国

1人／5,000円

地域で見守る 子育て! 子育て!

乳幼児の事故を防ごう!!

乳幼児が亡くなる原因の第1位は不慮の事故です。その乳幼児の不慮の事故での死亡の順位では、右の表のようになっています。ちょっとした工夫で防げる不慮の事故。今回は誤飲してしまったときの対応について紹介します。



	1位	2位
0歳	窒息	溺死・溺水
1歳	交通事故	
2歳		
3歳		
4歳		
5歳		

厚生労働省「人口動態統計」より

こんな時
どうする!?

誤飲してしまった時の対応

水を飲ませる

台所用洗剤・洗濯用洗剤・せっけん・シャンプー・リンス
アルコール・整髪料

牛乳を飲ませ、吐かせない

トイレ用洗剤・漂白剤

※塩素を含んだものは食道を傷つけるので、吐かせない。

何も飲ませない、吐かせない

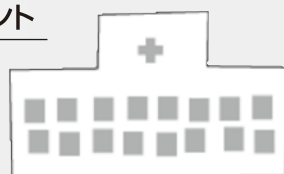
灯油・ガソリン・殺虫剤・金属・ボタン

病院へ連れて行く時のチェックポイント

- ①何を飲んだか
- ②いつ飲んだか
- ③どれだけの量を飲んだか
- ④けいれんは起こしているか
- ⑤意識はあるか
- ⑥誤飲した物の容器や袋、説明書を持っていく

※誤飲した量が多い時、呼吸ができないときにはすぐに救急車を呼んでください。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871



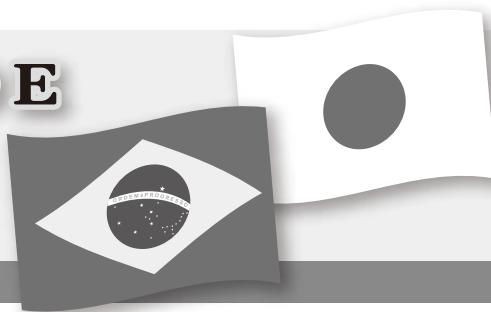
・北海道、九州、沖縄
1人／1万円
申請方法 出場日前後30日以内に、文化スポーツグループに備え付けの「全国大会等出場

届出書」に必要書類を添え、直接申請
※期限を過ぎると受け付けできません。
※大会終了後、速やかに結果を

報告してください。
※詳細は問い合わせてください。
申込・問合せ先
団文化スポーツグループ
☎52-1111(内線330)

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



CLÍNICAS DE PLANTÃO NO MÊS DE JUNHO 6月の休日等在宅当番医

☆Associação Médica de Takahama

<Consultas> Domingos e feriados <Horário de atendimento> 9:00~12:00h, 13:30~17:00h

Dia 3	Clínica Masuda (Otorrinolaringologia)	Sawatari-cho	☎52-3030
Dia 10	Clínica Kamiya (Ortopedia)	Sawatari-cho	☎52-5221
Dia 17	Clínica Yoshihama	Kuretake-cho	☎52-5110
Dia 24	Clínica Izuka (Dermatologia)	Sawatari-cho	☎52-5211

☆Associação Odontológica de Takahama

<Consultas> Domingo <Horário> 9:00~12:00h

Dia 3	Clínica Odontológica Kato	Yashiki-cho	☎54-4488
Dia 10	Clínica Odontológica Gurin	Yashiki-cho	☎53-1515
Dia 17	Clínica Odontológica Okabe (Odontologia e Oftamologia)	Mukaiyama-cho	☎52-7775
Dia 24	Clínica Odontológica Suzuki	Aoki-cho	☎53-0761

Confirme o plantão antes da consulta planejada, pois poderá haver alterações.

Em caso de emergência fora do horário de atendimento, consulte o Centro de Informações de Emergência Médica (☎36-1133 <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)

Mutirão de limpeza da cidade – Dia dos moradores em ação

市民行動の日「一斉清掃」

Será realizada a atividade de limpeza, que consta no conjunto de princípios e diretrizes do município "Vamos deixar a cidade de Takahama limpa", como o "Dia dos moradores em ação". Solicitamos a participação de todos os moradores da cidade.

◆Data 20 de maio (domingo), das 8h00 às 9h00 da manhã.

※Será realizado somente em caso de chuva fraca. Em caso de chuva forte será cancelado.

◆Onde e como será realizado

Será recolhido o lixo jogado nas ruas, dos arredores de cada residência até os postos especiais de coleta estabelecidos. Não será permitido de forma alguma, levar e jogar o lixo doméstico nestes locais.

Também será feita a remoção da lama das canaléticas de drenagem próximos às residências. A lama removida deverá ser ajuntada e deixada à beira da rua, para facilitar a passagem do veículo de coleta.

※Jamais entre na área ao redor da linha ferroviária Meitetsu.

◆Solicitamos aos proprietários e administradores de campos e terrenos baldios

A limpeza do mato com frequência, para evitar que a área seja usada como depósito ilegal de lixo.

O mato retirado e o lixo recolhido, deverão ser eliminados pelo proprietário ou administrador do terreno, e não poderão ser jogados nos postos especiais de coleta.

◆Local do posto especial e horário para jogar o lixo

O lixo recolhido deverá ser levado ao posto especial de coleta, das 8h00 às 9h00 da manhã.

Os postos especiais de coleta serão indicados por uma bandeirola amarela.

Separar o lixo recolhido em 3 tipos: "lixo incinerável", "lixo não incinerável" e "lixo de grande porte".

◆Sacos de lixo

O saco para catar o lixo é livre. (Cada morador deverá providenciar o seu.)

Separar em "lixo incinerável" e "lixo não incinerável".

◆Coleta do lixo e da lama

A coleta do lixo recolhido será feita em sequência, a partir das 9h00.

A coleta do lixo e da lama retirada das valas de drenagem, é realizada com a colaboração de voluntários.

Quando o veículo de coleta se aproximar, pedimos a cooperação dos moradores para ajudar a carregar o lixo.

◆Durante as atividades, coloque sempre a segurança em primeiro lugar.

Será uma atividade voluntária com a participação geral dos moradores da cidade.

Jamais realize tarefas que possam colocar em risco a segurança.

Informações

Recolhimento do lixo: Prefeitura de Takahama - Setor Shimin Seikatsu Tel 52-1111 (ramal 263)

Retirada da lama: Prefeitura de Takahama - Setor Toshi Seibi Tel 52-1111 (ramal 274)

**平成24年度
高浜市こども発達センター連続研修
子ども達の輝く未来を考える
―地域で働き、生活する大人になるために―**

障がいのある子どもたちの輝く未来をいっしょに想像してみませんか。

地域で暮らし、地域で働く姿を目指した全6回の連続研修です。今回は第3回から5回のお知らせです。

場 いきいき広場研修室

募 各回30人

費 無料

申 各回の前週金曜日までに電話で申込

※1回のみ参加も可能。

※定員になりしだい締切。

申 問 こども発達センター(いきいき広場内保健福祉グループ)

☎52-9872

回	実施日程	申込締切	研修名・内容	講師
3回	5月22日(火) 午前10時～正午	5月18日(金)	連続講座① 高浜の「早期支援」を考える 生活習慣や健康について 療育と保育について 療育手帳と福祉サービス	保健福祉グループ こども育成グループ 地域福祉グループ
4回	6月19日(火) 午前10時～正午	6月15日(金)	連続講座② 高浜の「学校」を考える 学校教育とは 特別支援学級・通級学級 特別支援学校について	高浜市教育委員会
5回	7月17日(火) 午前10時～正午	7月13日(金)	連続講座③ 高浜の「働く支援」を考える 就労への福祉サービス等 について	障害者相談支援事業所 地域福祉グループ



健康たかはま21



「健康たかはま21」は、「高浜市健康づくり推進委員」「高浜市の未来を描く市民会議(健康分科会)」などの市民の皆さんに協力をいただき、第2次計画を作成しました。今回は、「⑩健やか親子」についてご紹介します。

⑩健やか親子

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。「健やか親子」は母子保健の主要な取り組みを提案し、みんなで推進する国民運動です。

高浜市の現状

市民の生活スタイルは改善傾向にあり、生活スタイルの提案「安心して子育てしよう」では、育児について相談相手がいる母親の割合は93%、子育てを楽しんでいる親の割合は59%、楽しくないと感じている親の割合は1%以下でした。「健康管理をしよう」では、BCG予防接種の接種率は97.9%、4か月児健診の受診率は99%と達成度合は高い状況にあります。今後も、継続的に取り組みを続けていく必要があります。

1.実現したい目標

★安心して出産しよう ★健やかに育てよう

2.今後の取り組みとして

①市民自らが取り組むこと(自分にできること)

- ・育児サークルや子育て仲間、友人、近所同士で協力できるような関係づくり・ネットワークづくりをしよう。
- ・あいさつから始めよう。
- ・家族団らんにも努め、子育てを楽しめる親を目指そう。
- ・たばこやアルコールのあかちゃんへの影響を知り、妊娠中の健康管理に気をつけよう。

②地域で取り組むこと(地域でできること)

- ・遠くの親戚より近くの他人が力になる関係を作り、子育てする親と子どもたちに、地域全体で優しい手を差し伸べよう。
- ・読み聞かせなどの育児支援ボランティアの活動や、地域のサロンに子育て中の保護者の居場所を広めよう。

③行政で取り組むこと(行政にできること)

- ・いちごプラザや、子育て支援センターなど子育てを楽しめる場所の充実に努めます。
- ・育児相談、家庭訪問、健診などで母と子が相談できる事業の充実に努めます。
- ・年齢に応じた子育て情報や保健サービスの提供、事故予防などの啓発を発信していきます。
- ・育児放棄や虐待には、関係機関の連携のもと速やかに子どもの人権保護・安全の確保に努めます。
- ・こどもの発達状況に合わせた継続的支援に努めます。
- ・虐待の予防・早期発見・早期対応のため、あかちゃん全戸訪問や健診の徹底を継続していきます。



日 日時	催 主催
場 場所	講 講師
内 内容	他 その他
募 募集対象・人数	申 申込先・申込方法
持 持ち物	問 問合せ先
費 費用	

ふらっとカレッジ やってみりん講座

◆バラを使ったプリザーブドフラワー を作しましょう

日 6月12日(火) 午前10時～正午
場 いきいき広場会議・研修室B
募 8人
費 1,000円
持 ワイヤーが切れるはさみ、持ち帰り袋、あればベンチ
講 平田典子氏
申 5月17日(木)～6月7日(木)



◆リンパでボディケア

心身ともにリラックスし、リンパの流れを良くするセルフケアの方法を覚えましょう。

日 6月15日(金) 午前10時～正午
場 いきいき広場多目的ホール
募 10人
費 300円
 ※袖、裾がまくれてマッサージができる服装でお越しください。
持 バスタオル、フェイスタオル

講 鬼頭千登世氏
申 5月21日(月)～6月12日(火)

◆シュー生地を使ったお菓子とマン ゴープリン

日 6月28日(木)
 ①午前10時～午後0時30分
 ②午後1時30分～4時
場 いきいき広場クッキングスタジオM
募 各8人
費 1,000円
持 エプロン・ふきん2枚・台ふき1枚・持ち帰り袋
講 中野靖世氏
申 5月22日(火)～6月25日(月)



* * *

申 申込期間内の午前9時～午後5時
 (土・日曜日、祝日を除く)の間に電話で申込
 ※申込初日のみ、1回の電話で2人まで受付。
 ※定員になりしだい締切。
申 問 いきいき広場内日本福祉大学
 高浜事業室
☎ 090-6592-1573

第二種電気工事士技能講座

日 7月12日(木)・13日(金)
場 高浜高等技術専門学校
募 15人(抽選)
費 2,300円(受講料)
 ※材料・工具・テキストは各自で用意。
募 5月28日(月)～6月25日(月)まで(必着)に、官製はがきに、講座名、郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先、勤務先電話番号を記入のうえ申込
申 問 愛知県立高浜高等技術専門学校
 〒444-1324
 碧海町四丁目1番地6
☎ 53-0031

流域モニタリング一斉調査

調査の参加者(グループ)を募集します。

内 流域モニタリング一斉調査とは

森から海までの流域全体を視野に入れ、水循環の現状とその変化を把握するため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して流域の水環境の状況を県内全域で調査するものです。

参加資格 不問(2人以上での参加を基本とし、子どもは保護者と一緒に参加してください。)

調査時期 6月5日(火)の前後1週間
 (期間内に調査ができない場合は時期をずらして調査することも可能)

調査内容 身近な水辺(河川、湖沼、海、水路、ため池など)で「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」についての調査・報告

募集期間 5月15日(火)～6月1日(金)の間に市民生活グループへ申込(郵送の場合、当日消印有効)

申 問 市市民生活グループ
☎ 52-1111(内線263)
FAX 52-1110

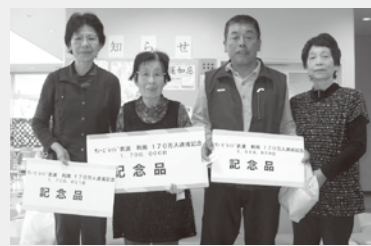


サン・ビレッジ衣浦 利用者170万人達成!

4月14日、サン・ビレッジ衣浦が利用者170万人を達成しました。

170万人目となったのは大村玉蘭さん(碧南市)。翌日には、達成記念として先着300人にドリンクが配布されました。

問合せ先 サン・ビレッジ衣浦
☎ 41-2655



市民予算枠事業

◎地域内分権推進型
◎協働推進型

平成23年度の実績をお知らせします

市民の皆さんが、自らの地域の「どうしよう?」を解決し、「こうしたい!」を実現するための制度である「市民予算枠事業(地域内分権推進型、協働推進型)」は、昨年度、別表1、2のとおり実施されました。

問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線365)

平成23年度市民予算枠事業(地域内分権推進型)実績一覧

〈別表1〉

	提案番号	事業名称	提案者	内 容	平成23年度交付実績額	採択番号
港小学校区	港小学校区1	高浜南部まちづくり協議会活動事業	NPO法人高浜南部まちづくり協議会	地域計画の港小学校区の将来像「ふれあいのある心豊かなまち」を実現するため、チャレンジの自立支援、介護予防、子どもの健全育成、防災防犯活動などを行った。	4,434,000	1
吉浜小学校区	吉浜小学校区1	吉浜まちづくり協議会活動事業	吉浜まちづくり協議会	吉浜小学校区地域計画に掲げた将来像「誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまち」の実現に向けて、地域の課題解決と長所を伸ばし、育むために地域住民および各種団体が互いに協議・調整し、協働しながら、子どもの健全育成、高齢者のいきがい創出、伝統文化の発展、防犯・防災対策、環境保全の推進に関する事業などに取り組んだ。	11,832,000	2
翼小学校区	翼小学校区1	翼まちづくり協議会活動事業	翼まちづくり協議会	地域計画の翼小学校区の将来像「安心・安全に暮らせる町 翼」を実現するため、防犯・防災活動を中心に、地域の課題解決に向けた活動を行った。特に防犯マップの作成など、親子でコミュニケーションをとりながら安心・安全への意識の向上を図るような事業に力を注いだ。	5,129,000	3
	翼小学校区2	湯山公園づくりと地域のふれあい事業	湯山クラブ	湯山公園を親しみあふれる「交流と憩いの場」とするため、公園の清掃、防災訓練、世代間交流、花壇づくり、グランドゴルフなど交流を進め、地域の絆を深める事業を実施した。	565,000	6
高取小学校区	高取小学校区1	高取まちづくり協議会活動事業	高取まちづくり協議会	高取小学校区の将来像「心ふれあう安全・安心なまち」を実現するため、防犯パトロール事業、あいさつ・声かけ事業、まちなか美化事業、稗田川「花と緑のふれあい公園」事業など、地域の課題解決に向けた活動に取り組んだ。	5,871,000	4
	高取小学校区2	たかとり納涼夏祭り事業	高取公民館	さまざまな年代の地域住民が「参加する」「見る」「支える」といった観点から連携しあい、魅力あふれる地域交流の場を創出することを目的に実施した。さまざまな世代によるステージイベントや、子ども達が自ら運営するコーナーも設けたほか、ゴミ分別回収や防犯・防災に関する意識啓発も行った。「高取の新たな地域文化の創造」と「郷土意識の涵養」に努めた。	950,000	7
	高取小学校区3	神楽山遊歩道でホタルの飛翔復活事業	清水町町内会	高取学区全域、隣接他市町との世代間交流を通じて、地域の更なる発展と次世代に渡せる自然環境をつくりあげることが目指し、神楽山上部の遊歩道に併設される、ホタル水路、川遊び水路、せせらぎ水路を活用し、ホタル鑑賞、魚とり、川遊びなどができる場所づくりを行った。	765,000	8
	高取小学校区4	「地域の絆」向上事業	清水町町内会	環境整備事業(川の清掃や公園の枯れ木の伐採)、自主防災・防犯活動(起震車やAED訓練の体験、パトロール活動など)の事業と共に、世代間交流事業として鮫川まつりを実施した。高取小学校区全域の住民が交流を図り、一層の絆を深めることに努めた。	589,000	9
高浜小学校区	高浜小学校区1	高浜まちづくり協議会活動事業	高浜まちづくり協議会	住民が互いに協力し、絆深め合い事業、地域の「茶の間」運営事業、大山魅力アップ事業、わがまち自慢事業など地域共通の課題の解決に努める事業を実施することにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、豊かな絆を結び、安全・安心なまちづくりを推進した。	5,303,000	5
計					35,438,000	

平成23年度市民予算枠事業(協働推進型)実績一覧

〈別表2〉

採択番号	事業名称	まちづくりパートナー (団体名)	内 容	評点	評定区分	平成23年度 交付実績額	事業継続 有無
1	おやじの会ふれあい交流事業 【再提案3年目】	港小学区 おやじの会	防災キャンプや親子参加の体験講座を実施して世代間交流および児童の健全育成を図ったほか、地域住民が協力して児童の居場所づくりに努めた。	98.71	A	1,000,000	—
2	緊急時通報システムの構築・ 運用事業及び南中学校区防犯 パトロール事業 【再提案3年目】	港小学区 おやじの会	児童の安全な環境を確保するため、システムに登録する小中学校の保護者および会協力員などに不審者情報などを通報する「緊急通報システム」を構築し運用するとともに、地域住民による学区内防犯パトロールを実施した。	99.14	A	559,000	—
3	人形小路の本気でまちづくり事業 【再提案3年目】	人形小路の会	散策路「人形小路」を舞台に、「人形小路花まつり」「人形小路七夕まつり」「人形小路菊まつり」「人形小路雛めぐり」を実施し、まちの賑わい・人とのふれあい・地域の元気の創出に努めた。	99.50	A	1,000,000	—
4	人形小路みんなでまち育て事業 一人の輪(和)拡大作戦— 【3年目】	人形小路の会	先人たちが築き上げた伝統文化「吉浜細工人形」を基軸に、わがまちへの誇り・愛着が高まるよう、吉浜ふれあいプラザにおいて展示を企画したり、人形小路の展覧の充実や案内ガイドの実施、PRに努めた。	98.50	A	1,000,000	—
5	「美しい海をふたたび」事業 【再提案3年目】	渡し場かもめ会	芳川町海岸線全域の清掃ならびに海に親しむイベント(衣浦の海の環境教室、海の生物調べなど)を実施した。また、高浜市の海の文化の継承の一助として「渡し場まつり」を開催した。	94.00	A	655,000	—
6	次世代子ども育成事業さすな 勉強会 【再提案3年目】	高浜(まち)づくり 市民会議	次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、児童心理などを学ぶ勉強会の開催や、中高生の企画立案によるイベントを実施した。久保田カヨ子氏の講演会や発達障がいを取り上げるなど、子育ての現場のニーズに即した事業内容とした。	99.57	A	630,000	—
7	飛翔の会ふれあい交流事業 【3年目】	飛翔(つばさ)の会	地域と連携したふれあい事業・活動を通して、子どもたちに多くの出会いを体験させ、大人同士の知り合いを増やし、地域ぐるみで、たくましく心豊かな次代を担う子どもたちの健全育成を図る。	99.14	A	1,000,000	—
8	幼児向けCAPプログラム 実施事業 【3年目】	高浜(まち)づくり 市民会議	子どもたちの「安心、自信、自由」を守る意識を広めるため、市内各園でCAPプログラムを実施した。大人向けにも実施することで子どもの人権の啓発に努めた。	94.71	A	800,000	—
9	こども・若者成長応援事業 【新規】	高浜(まち)づくり 市民会議	中高生を中心に、映画「タカハマ物語」の製作を前提とした企画・運営活動を行った。それを通して高浜市の魅力を発掘して自分たちのまちへの愛着を育くむと共に、得た情報を広く発信するための諸活動を通してコミュニケーション能力や、自ら考えて行動する心の醸成に取り組んだ。	99.57	A	1,000,000	継続
10	頑張れみんなの消防団!応援事業 【新規】	高浜市消防団 もりあげ隊	地域住民へ消防団活動を紹介することで、より理解を深めてもらい、消防団の活性化と地域防災力の一層の強化を図ることを目的に事業を実施した。年末夜警では子どもたちによる「かちかち隊」を編成して火の用心を呼びかけたり、出初式には「はしご乗り」伝統技能継承団体を招くなど、従来からの行事に更に関心を持っていただけるように努めた。	100	A	1,000,000	継続

※評定区分

評点	評価	次年度の採択基準
A(80点以上)	期待された成果を十分達成しており、次年度以降も継続して実施することが望ましい事業	交付対象経費の10分の10の額
B(60点以上80点未満)	期待された成果を一応達成しており、次年度以降も継続することを可とするが、事業内容の一部見直しを行うことで、より成果が見込めると認められる事業	交付対象経費の10分の8の額
C(50点以上60点未満)	期待された成果を十分達成していないものの、一定の成果が認められるため、次年度以降も継続することを可とするが、事業の廃止を含め、事業内容の大幅な見直しを行うことで、より高い成果が見込めると認められる事業	交付対象経費の10分の5の額
D(50点未満)	期待された成果が達成されないため、廃止することが適当な事業	不採択

【個別接種】

接種場所:市内医療機関(刈谷豊田総合病院高浜分院は除く)

種 別	接種期間	対 象	持ち物	備 考
M (麻しん・風しん混合)	1期	通 年	1歳から2歳に至るまでの児 ※1歳の誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。	市内医療機関へ 電話予約をして 接種を受けてください。
	2期	平成24年4月～ 平成25年3月 ※なるべく早く受けてください。	年長に相当する年齢の方 (平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)	
	3期		中学1年生に相当する年齢の方 (平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)	
	4期		高校3年生に相当する年齢の方 (平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)	
D (ジフテリア・破傷風混合)	2期	小学6年生に相当する年齢の方 (平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)	・母子健康手帳 ・予診票	

種 別	対 象	内 容
日本脳炎1期	積極的勧奨の方	【積極的勧奨の方】※積極的に接種をすすめます。
	3歳	1期初回接種の積極的勧奨を行っています。対象者には、3歳児健診の案内にお知らせと「予診票兼接種券」を同封しています。
	8歳 9歳	1期初回接種が完了していない方に積極的勧奨を行います。対象者には個別通知を行います。※転入などで通知が届いていない方は問い合わせてください。
日本脳炎2期	積極的勧奨以外の方	平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方(積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逸した方)で、第1期、第2期の予防接種を希望される方は、未接種分を公費で接種できます。 ※平成7年4月・5月生まれの方は公費による任意接種となります。希望される方は問い合わせてください。 ※初回1期1回目のみ終了している方で、間隔が5年以上あいてしまっている場合は、問い合わせてください。

【相談】

会場:いきいき広場

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
栄 養 相 談	12日(火)	13:30～15:30	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの方を対象とした、管理栄養士による食生活や栄養面に関する相談(1人30分程度)	

【衣浦東部保健所行事】 問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場:衣浦東部保健所

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
病 態 栄 養 相 談	12日(火)	9:00～11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	衣浦東部保健所 へ電話予約
こころの健康医師 相談(精神科医師)	毎週火曜日	14:00～16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	
こころの健康相談 (精神保健福祉 相談員・保健師)	土・日・祝日を 除く毎日	9:00～12:00 13:00～16:30	こころの病気や悩み、ひきこもりなどについて相談を行います。ひとりで悩まず、まずは相談(来所・電話)してください。	予約不要
社 会 復 帰 教 室	6日(水) 20日(水)	10:00～12:00	【対象】こころの病で通院している方	衣浦東部保健所 へ電話予約
骨 髄 バンク ド ナ ー 登 録	毎週火曜日	9:00～11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳～54歳の健康な方	
エ イ ズ 抗 体 検 査	毎週火曜日	9:00～11:00	匿名で検査ができます。	予約不要
	※第1・3火曜日の み、夜間も受付可	18:00～19:00		

24年6月の 保健 ガイド

さわこ
加藤 彩環子ちゃん(八幡町五丁目)



各健診・予防接種の受付時間はかならず守ってください。受付時間を過ぎた場合には、次回の健診・予防接種を受診していただくことになります。

問合せ・相談は
いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

*年間スケジュールは高浜市公式ホームページに掲載しています。

お知らせ

母子保健事業の実施会場の変更について

予防接種以外の母子健診、相談などの会場はいきいき広場健康ホールです。お間違えのないようお願いします。なお、駐車場は三河高浜駅西立体駐車場をご利用ください。駐車券をお渡しします。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場:いきいき広場

種 別	日 程	受付時間	対 象	持ち物	備 考
4 か 月 児 健 診 離 乳 食 講 習	15日(金)	12:00~13:30	★平成24年2月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 健診アンケート ・ バスタオル	赤ちゃんライブラリー (図書館より絵本の紹介と貸出しをします)
1歳6か月児健診 フツ化物歯面塗布	22日(金)	12:00~13:30	★平成22年11月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 歯ブラシ ・ 健診アンケート	※歯みがきを済ませてからお越しください。 ※フツ化物歯面塗布は、希望児のみ実施します。(料金300円)
2歳児・2歳6か月児 歯 科 健 診 フツ化物歯面塗布	1日(金)	12:00~13:30	(2歳児) 平成22年5月生まれ (2歳6か月児) 平成21年11月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 歯ブラシ	
3 歳 児 健 診	6日(水)	12:00~13:30	★平成21年5月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 健診アンケート ・ 歯ブラシ ・ 手鏡・コップ・タオル(5歳児のみ)	※歯みがきを済ませてからお越しください。
5 歳 児 健 診	20日(水)	対象者に通知でお知らせします			
育 児 相 談	13日(水)	9:30~11:00	就学前のお子さんとその家族	・ 母子健康手帳	※歯科相談を希望の方は歯ブラシを持参してください。
あ か ち ゃ ん プ チ さ ろ ん	14日(木)	13:00~14:30	1歳未満のお子さんとその家族		身体計測、母乳・離乳食・育児に関する相談、親子遊びなど
ま ま プ チ さ ろ ん	21日(木)	9:50~10:00	妊娠された方 (定員10人)	・ 母子健康手帳 ・ 材料費実費徴収	ブチ健康講話、調理実習 ※保健福祉グループへ電話予約をしてください。
も ぐ も ぐ ぱ く ぱ く 教 室	21日(木)	9:30~9:45 (要予約)	5~18か月のお子さんとその家族	・ 母子健康手帳 ・ エプロン ・ おんぶひも ・ 材料費300円	離乳食の調理実習 ※保健福祉グループへ電話予約をしてください。
こ ん に ち は ! あ か ち ゃ ん 訪 問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭 (里帰り出産者も可)	・ 母子健康手帳 ・ タオル	留守番電話に伝言が残っていた方、里帰り中で市内に不在の方は連絡してください。
母 子 健 康 手 帳 交 付	毎日	平日 8:30~19:00 土・日・祝日 8:30~17:00	妊娠された方 ※妊娠に気付いたら 早めに医療機関を受診しましょう	医療機関などで 妊娠届出書を受け取られた方は お持ちください	いきいき広場保健福祉グループで交付します(保健センターでは交付できません) ※できるだけ妊娠11週までに届出をしましょう。

【予防接種】 転入された方は、ご連絡ください。 会場:保健センター(保健センターの開所時間は正午です。)

種 別	日 程	受付時間	対 象	持ち物	備 考
B C G	26日(火)	13:00~14:15	生後6か月未満の未接種児	・ 母子健康手帳 ・ 予防票	
D P T 1 期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	19日(火)	13:00~14:15	生後3か月~7歳6か月未満の未接種児 ※20~56日の間隔で3回接種		・ 追加接種は、3回目接種の1年後に行います。
急性灰白髄炎 (ポリオ)	11日(月) 28日(木)	13:00~14:15	生後3か月~7歳6か月未満の未接種児 ※41日以上の間隔をあけて2回投与		

※病院の駐車場が満車の場合は、中央公民館(市民センター)の駐車場をご利用ください。

竹とんぼづくり教室



間伐をした竹を使って
竹とんぼをつくります

と き 5月27日(日) 午後1時～5時

と ころ 高浜エコハウス

募 集 10人(先着順)

申込方法 5月25日(金)までに高浜エコハウスに電話で申込

※定員になりしだい締め切ります。5月6日開催の森林の間伐ツアーに参加された方を優先します。

費 用 無料

そ の 他 詳細は、高浜エコハウスホームページを
ご覧ください。

切り出しナイフを使用しますので、保護者
が同伴してください。

問合せ先 ・ 市役所市民生活グループ

☎52-1111(内線264)

・ 高浜エコハウス(月・木曜日休館)

☎52-2299

ホームページ

<http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/seikatsu/ecohouse/>



間伐のようす(昨年度)

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい!

広 報

たかはま

編集・発行／高浜市役所地域政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。

表紙

室内でも元気いっぱい体を動かそう

翼児童センターで行われた「あそびの日」で、ボールやクッションなど3B体操の器具を使い元気いっぱい体を動かしました。折り紙の輪飾りのようにカラフルなベルターを使った柔軟運動では、「どこまで足上がる?」「こんなに上がる!」と友達同士で競い合いながら楽しんでいました。



広報たかはまは植物油インキを使用しています。